

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令の番号	平成9年法律第123号							
許認可等の種類	指定居宅サービス事業者の指定	根拠条項	第70条							
審査基準	(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第70条 (2) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項各号及び附則第4条 (3) 介護保険法施行規則（平成11年3月31日 厚生省令第36号）第114条～126条 (4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第37号） (5) 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について （平成11年9月17日 老企第25号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知） (6) 指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について （平成12年11月16日 老振第76号 厚生省老人保健福祉局振興課長通知）									
	受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間	14日	目次	
							標準経由期間	日	NO	